

令和6年度大牟田市認知症コーディネーター養成研修 受講者(第22期生)募集要領

1 募集対象者の要件

原則として大牟田市内の介護サービス事業所又は医療機関に勤務する者で、次の要件をすべて満たす者

- (1) 認知症介護の実務経験が5年以上である者
- (2) 現に介護現場において認知症介護に取り組み、質の向上に向けて中心的な役割を果たしている者
- (3) 施設長又は所属長の推薦がある者
- (4) その他の要件
 - ア 大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業に積極的に参加すること
 - イ 大牟田市認知症ライフサポート研究会に入会し、会員となること
 - ウ 原則としてすべての研修日程の受講が可能であること

2 募集人数

12名以内

3 研修期間

2年間(令和6年7月～令和7年7月(予定)、1日6時間、月平均2～3日)

4 受講料

- 市内枠:200,000円(資料代込み、年度途中で辞退されても返金いたしません)
- ※ 受講料は、2回分割納入とし、1年分(100,000円)ずつを令和6年度及び令和7年度に、本研修を共催する大牟田市介護サービス事業者協議会に支払うものとします。
- 市外枠:300,000円(資料代込み、年度途中で辞退されても返金いたしません)
- ※ 受講料は、2回分割納入とし、1年分(150,000円)ずつを令和6年度及び令和7年度に、本研修を共催する大牟田市介護サービス事業者協議会に支払うものとします。
- ※ 大牟田市介護サービス事業者協議会の会員(個人・法人問いません)であれば、市内枠として扱います。

5 受講者の決定について

受講者多数の場合、受講者は、大牟田市及び大牟田市介護サービス事業者協議会(主管:認知症ライフサポート研究会)、外部有識者等による選考会議において決定し、令和6年6月5日(水)までに申込者の所属事業所(施設長等)へ電話にてお知らせします(後日、決定通知を郵送にてお送りしますのでご確認ください)。

6 提出書類

(1) 受講申込書(別紙様式1)

※ 受講申込書は、受講希望者の認知症ケア等の日々の実践を把握する内容としています。以下の点に留意しながら作成してください。

○WORD等電子媒体により作成してください。(手書きは不可。)

○個人情報の取り扱いについては、十分に配慮してください。

(2) 選考のための実践事例報告に関する提出書類(別紙様式2)

* 医療介護現場で、申込者自身が関わった認知症の人1事例についての実践事例報告を作成すること。

* 1, 200字程度で作成すること。図表・写真は別添してください。

(3) 所属長の推薦書(別紙様式3)

7 申込締切

応募にあたっては、別添の申込書で**令和6年5月29日(水)**までに福祉課地域支援担当に郵送又はご持参ください。

8 研修修了後の役割

研修修了者は、大牟田市の認知症ケアの推進者として、認知症コーディネーター認定証を授与します。

認知症コーディネーターの要件は、以下の通りです。

(1) 大牟田市が主催する認知症コーディネーター養成研修を修了していること。

(2) 大牟田市が主催又は共催する認知症ケアコミュニティ関連事業への協力要請に応じられること。

(3) 所属の事業所等において、所属長の了解を得たうえで認知症の本人や家族への相談窓口、専門職への助言、関係機関の調整等の役割を担うこと。

(4) 大牟田市認知症コーディネーター名簿への掲載・関係機関への配布及び所属事業所名の市ホームページでの公表について所属長の同意を得ること。

9 注意事項

(1) 2年間という長期間にわたる研修となります。より有意義な研修にするとともに、

研修修了後も認知症の人の支援を通したまちづくりに参画していくという心構えが必要です。応募・推薦にあたっては、こうした認知症コーディネーター育成の目的や受講後の役割を十分にご理解のうえお申込みください。

- (2) 修了要件として、一定割合の研修出席を義務付けています。各回受講後などのレビュー提出までを含めての出席となり、本レビューが期限までに提出できない場合は「修了不可」となりますので、受講にあたっては予めご了承ください。
- (3) 本研修では、認知症カフェや小規模多機能施設等、感染症対策を十分に講じた上で対面での実地研修がございます。実地研修を欠席しますと、修了要件を満たさない場合がありますので、その点を踏まえ研修生及び所属事業所におきましては、十分に検討を行った上で応募をお願いします。
- (4) 本研修は、年々注目を集めており、市外の事業所からの受講要望が多くなっています。本来は大牟田市の人材育成事業ですが、相互交流により研修効果が高まることが期待されるため、要望に応じて若干名の受講者受入を行っています。
- (5) 令和6年7月7日(日)に本研修の第1回目(開講式)を開催いたします。あらかじめ、ご承知おきください。開講式には可能な限り所属長にも出席いただきますようお願いいたします。

10. その他

大牟田市において、本研修は、小規模多機能型居宅介護および看護小規模多機能型居宅介護における認知症加算(Ⅰ)(Ⅱ)の対象となる認知症介護実践リーダー研修に相当する研修と判断していますので、「大牟田市認知症コーディネーター養成研修」を修了している者の配置は本加算の取得要件に該当します。

【参考】令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol 1)
(認知症専門ケア加算、認知症加算)

問22 本加算制度の対象となる、認知症介護実践リーダー研修については、自治体の実施又は指定する研修としており、研修カリキュラム、講師等を審査し、適当と判断された場合には認められる。